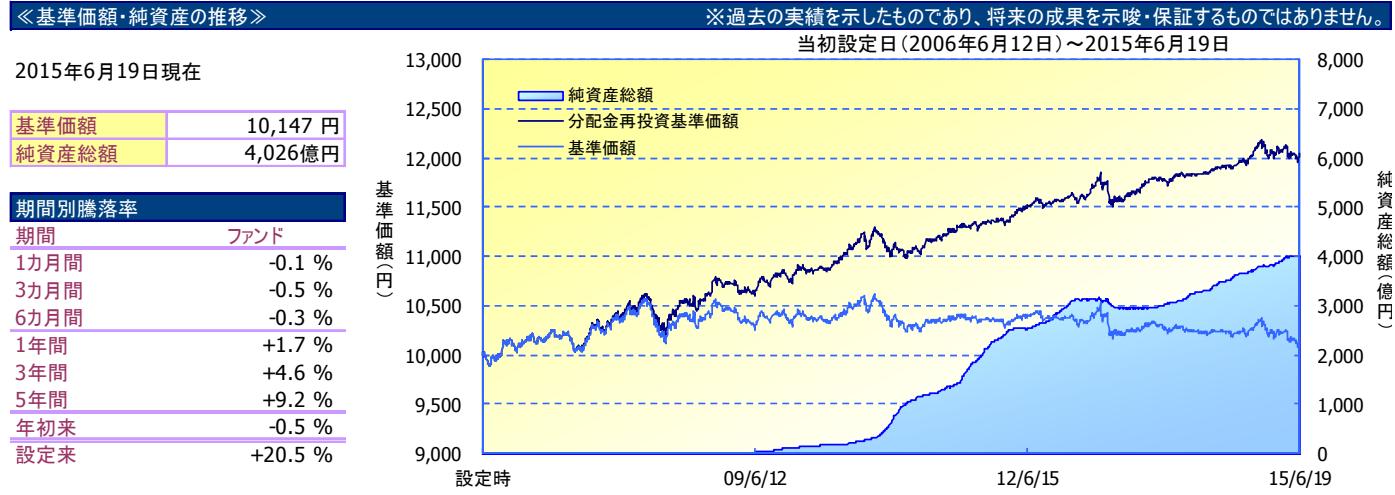


ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型) 当ファンドにおける等額投資(ラダー型運用)と 金利上昇の影響について

2015年6月24日



基準日現在の信託報酬は、純資産総額に対して年率0.324%（税込）です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

「ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)」の基準価額は、2015年4月30日の10,221円から6月19日（基準日）現在では10,147円に値下がりしています。同期間の分配金再投資基準価額の騰落率は▲0.33%となっています。こうした基準価額の下落は、長期金利が上昇したことによるものです。6月19日時点の10年国債利回りは0.42%程度となり、4月末時点の0.34%程度から約0.08%ポイント上昇しました。このような金利上昇の結果、当ファンドのポートフォリオで保有する国債が値下がりしたため、基準価額が下落しました。

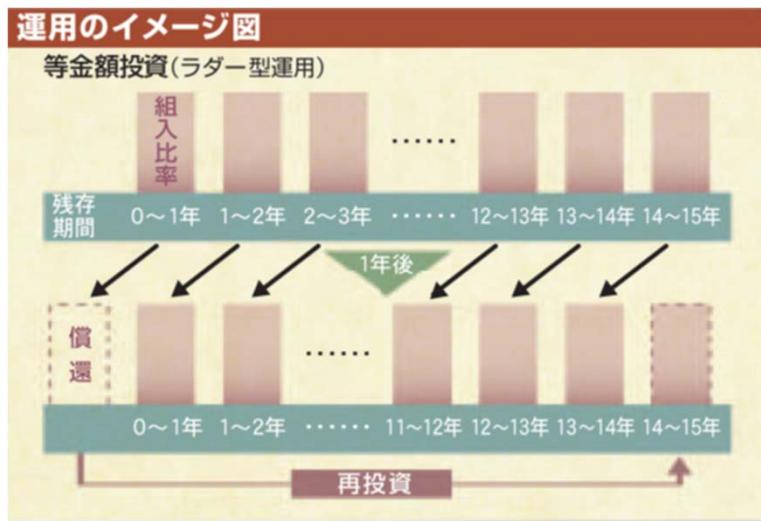
当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212（営業日の9:00～17:00） HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<当ファンドの運用(ラダー型運用)と金利上昇について>

当ファンドは、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組み入れます。一般に、短期債から長期債まで等額投資を行う運用手法をラダー(はしご)型運用といいます。保有する債券のうち、満期償還を迎えたものから、その償還金を長期債へ再投資して、一定の満期構成を維持します。



※上記は一般的な特徴を示したものであり、等額投資が最善であることを意味するものではありません。
また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

債券を満期まで保有した場合のリターンは、購入時の利回りに強く依存していますので、再投資にあたっては、相対的に高い金利環境の方が有利であるといえます。

昨今の金利上昇に伴い保有債券の価格が下落しているため基準価額は値下がりしていますが、一方では、利回りの水準は上昇しています。実際に、6月に償還を迎える国債の償還金は、超長期債への再投資にあてられるため、金利上昇の局面では利回りの高い債券を組み入れることが想定されます。今後も、当ファンドでの運用手法にのっとり、継続的に償還を迎えたものから、その償還金を超長期債に再投資していくため、金利上昇によって当ファンドのポートフォリオの収益性が中長期的に向上することが見込まれます。

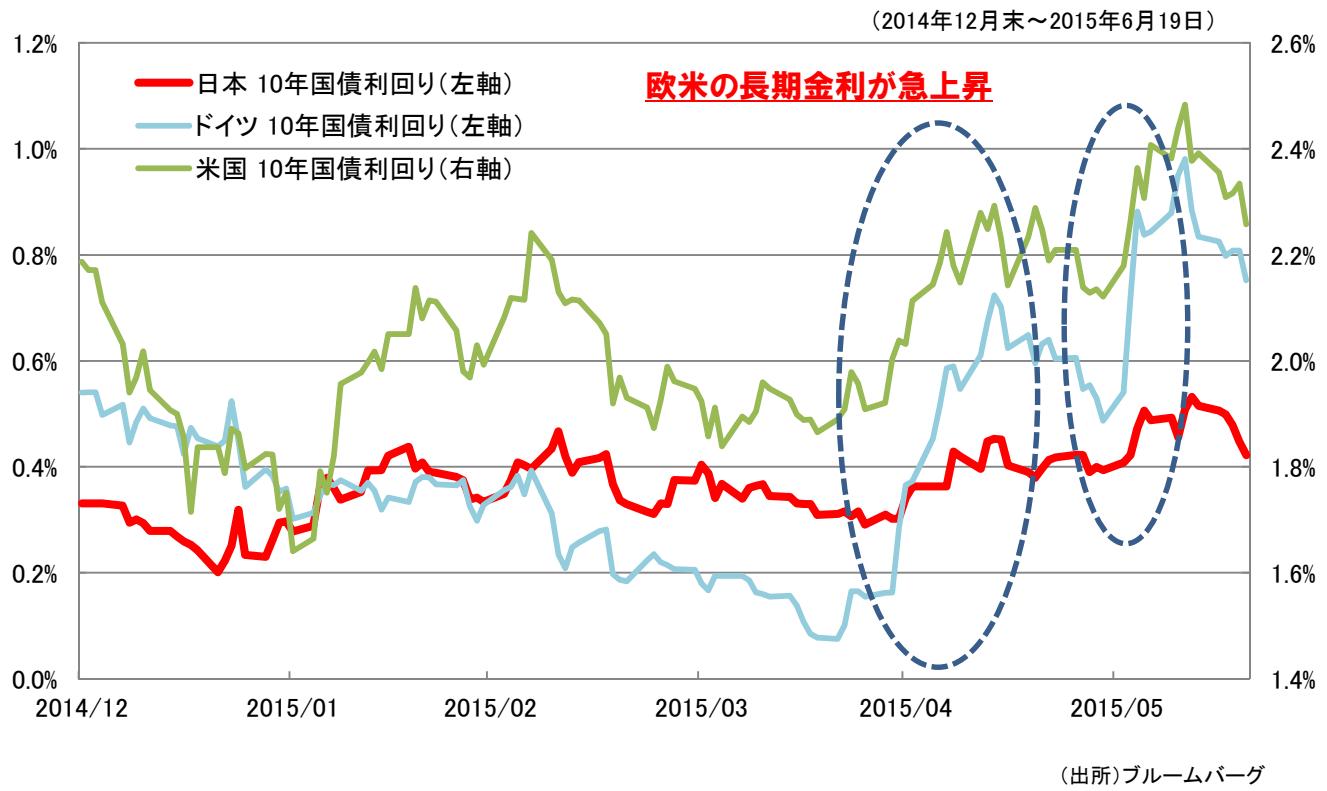
【金利上昇の背景】

5月以降の金利上昇は、主として欧州を中心とする海外債券市場の影響によるものといえます。ECB(欧州中央銀行)が量的緩和の実施により3月から大量の国債買い入れを行った結果、ドイツの10年国債利回り(以下、長期金利)は、日本の長期金利を大きく下回る水準まで低下し、一時的にマイナス金利をうかがう状況となりました。しかしながら、こうした過度の金利低下の反動から、ドイツの長期金利は4月末から一転して急上昇する展開となり、5月中旬には0.7%台に達しました。

その後、5月後半にかけていったんは落ち着きを取り戻したかに見えたドイツの長期金利は、ユーロ圏のインフレ率の市場予想比の上振れなどを受けて再び急上昇し、一時的に0.9%台に達しました。この間、米国の長期金利についても、経済指標の顕著な改善やFRB(米国連邦準備制度理事会)の利上げ観測に関する市場コンセンサスの大きな変化は無かったにも関わらず、ドイツの長期金利に連れる形で2%台中盤まで上昇しました。

日本の長期金利については、5月下旬から6月上旬にかけて長期債・超長期債の入札スケジュールが過密であったことから、投資家のリスク回避姿勢が強くなったため、従来よりも欧米長期金利の上昇に連動しやすくなつたものと考えています。

＜主要先進国の10年国債利回りの推移＞





【今後の見通し】

まず、わが国の経済環境につきましては、物価上昇率が抑制される中で賃上げの動きが広がったことから、個人の所得環境は経済全体で見て回復基調にあり、今後も個人消費などの内需主導で底堅い経済成長が続くものと見込んでいます。物価については、エネルギー価格下落の影響が今しばらく残るため、当面は低インフレ環境が継続する見込みです。したがって、物価が日銀の目標に到達するまではかなりの時間を要する見込みで、長期間にわたって日銀は現行の強力な金融緩和政策を継続すると想定しています。

海外の債券市場につきましては、今回の金利上昇局面の震源地となったドイツの長期金利は時間とともに落ち着きを取り戻すものと想定しています。量的緩和の導入に伴い、中央銀行が大量の国債買い入れを行うと、まずは国債の需給が逼迫して利回りが急速に低下する一方、債券市場の流動性低下も同時に進行するため、金利の変動性が高まりやすくなるという弊害が生じます。わが国でも2013年4月の黒田日銀総裁による「量的・質的金融緩和」導入の際は、約2カ月にわたって長期金利が乱高下しました。ECBの量的緩和はまだ開始から3カ月しか経過しておらず、現状の期限である2016年9月までは1年以上の時間が残されており、マイナス金利政策の継続も踏まえれば、ドイツの長期金利の上昇余地はさほど大きくないと思われます。

今後、日銀による大量の国債買い入れの影響が再び強まり、「日銀主導の需給相場」といった様相が強い状態に回帰する可能性が高いと考えています。当面の長期金利は0.4%台を中心としたレンジ推移を見込んでおります。

低リスク型商品としての当ファンドの魅力も、今後、国内債券市場が落ち着きを取り戻すに連れて、回復する見込みで、引き続き中長期を見据えた投資対象として当ファンドの魅力は高いものと思われます。今後も信託財産の運用に最大限努力する所存でございます。引き続きご愛顧のほど、宜しくお願い申し上げます。

以上

収益分配金に関する留意事項

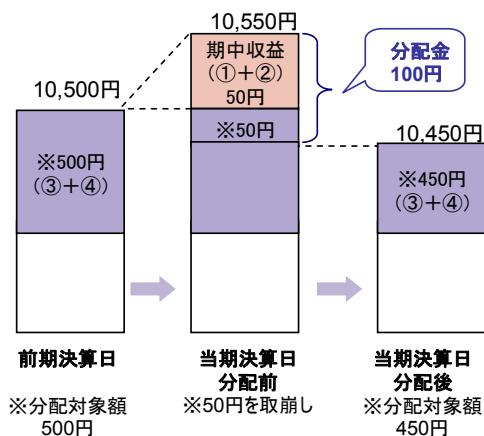
- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



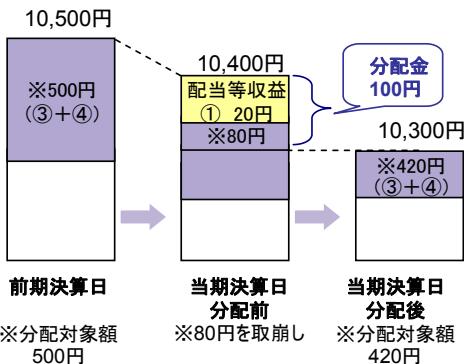
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



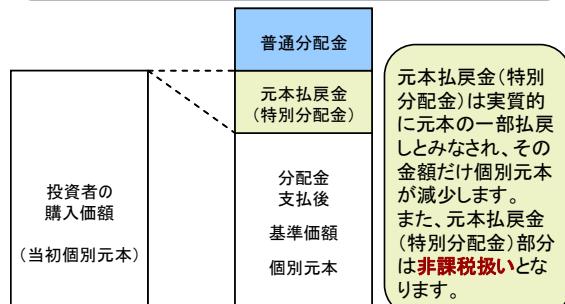
前期決算日から基準価額が下落した場合



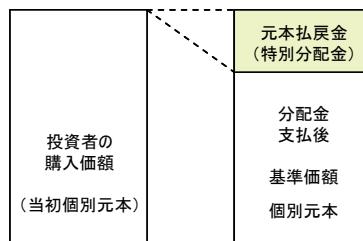
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- わが国の国債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
 - 原則として、最長 15 年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。このような運用手法を等金額投資（ラダー型運用）といいます。
 - 等金額投資（ラダー型運用）について
債券の残存期間ごとに等金額の投資を行ない、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようする運用手法です。
2. 毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
3. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
 - マザーファンドは、「ダイワ日本国債マザーファンド」です。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

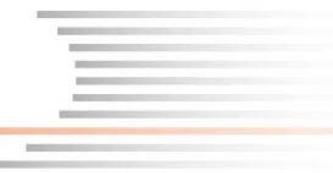
- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。**したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの費用については、次頁をご覧ください。



ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 1.08%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 0.756% (税抜 0.7%)以内	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 前記の運用管理費用(年率)は、毎期、前計算期間終了日における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発10年国債の利回りが イ. 2%未満の場合 年率0.324%(税抜0.3%) ロ. 2%以上3%未満の場合 年率0.432%(税抜0.4%) ハ. 3%以上4%未満の場合 年率0.540%(税抜0.5%) ニ. 4%以上5%未満の場合 年率0.648%(税抜0.6%) ホ. 5%以上の場合 年率0.756%(税抜0.7%)
その他の費用・手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

大和投資信託
Daiwa Asset Management

商号等	大和証券投資信託委託株式会社
加入協会	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○		
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○		
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○		
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○		
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○		
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○	
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○		
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第19号	○		
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○		
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○		
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○	○	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○		
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○		
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○		
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○		
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○		

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名 (業態別、50音順) (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○		○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○		
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○	
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○		○
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○	○	
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○		
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○		
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○		○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○		

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。